

保存期限
決裁指定
高級別
官保存
決行指定

房官臣大		課局務主		大臣		件名	番受	政務次官 回付	決裁 後前
了結	領受	出提	領受	號	傾				
昭和 年 八月 九月	昭和 年 七月 廿五日	昭和 七年 七月 二十六日	昭和 年 月 日	大臣 委	大臣 委	戰時陸軍報告規程適用ニ關スル件	陸軍省 五〇一號 起元廳(課)名	陸軍省 馬政課	陸軍省 監查課
(決)行決 覽回後		帶 連		局長	主務				
局長		局長		局長	主務	參與官	陸軍省 馬政課	陸軍省 監查課	陸軍省 監查課
長課		長課		課長	主務	書記官	陸軍省 馬政課	陸軍省 監查課	陸軍省 監查課
				課長	主務		陸軍省 馬政課	陸軍省 監查課	陸軍省 監查課
				課長	主務		陸軍省 馬政課	陸軍省 監查課	陸軍省 監查課

陸軍省
13.8.21
馬政課

陸軍省
13.7.28
監查課

陸軍省
13.7.27
22

陸軍省
13.7.27
第24
徴務課

陸軍省
13.8.2
課事醫
第94號

9550 5550

一、第三十師團ノ令ハ往平ノ陽物汎進師團及下平寺師團
 ニ適用セシムルノ旨ナリ

二、陸支隊一七五ノ早ハ師団本部ニ徴収地訓、軍紀違反等
 ノ報告ヲ提出スルニヤ通達

(陸滿普)

副官ヨリ第二十三師團參謀長へ通牒

首題ノ件ヲ記ノ通定メラレタルニ付依命通牒ス

左記

貴師團ハ戰時陸軍報告規程ヲ適用ス但シ

陸軍報告規程中別紙ノ報告ハ之ヲ提出

スルモノトス

違テ戰時陸軍報告規程第四條ニ拘ラス

貴師團司令部ニ於テ取纏メ直接陸軍

省ニ提出スルモノトス

陸滿普第二四六號

昭和七年八月三日

(陸支普)

副官ヨリ第二十三師團參謀長へ通牒

別紙

陸軍

- 一、軍人人員表(軍第一號)
- 一、軍人軍屬懲罰人員表(軍第二號)
- 一、在營區歸休並豫備役轉入豫定人員表(勳第六號)
- 一、現役下士官減員表(懲第三號)
- 一、定員過剩歸休人員表(徵第四號)
- 一、家事故障現役免除人員表(徵第五號)
- 一、現役兵青年學校課程修得程度調查表(徵第六號)
- 一、同 (徵第七號)
- 一、物件購入(賣却)契約調書(師團經理部長より提出せるもの) (經濟第七號)
- 一、除隊者就職狀況調查表(甲)(雜第五號)
- 一、同 (乙)(雜第六號)
- 一、徵集兵家族生計程度調(雜第七號)
- 一、特別報告(附表第四)



御意見承了度

大臣官房

教備課

教部事務

徵善課

事務課

監査課

事務課

衣糧課

事務課

建築課

事務課

衛生課

事務課

運子課

事務課

馬政課

事務課

市中

事務課

事務課

事務課

師團人派遣先二依了定メ了度

(我地此也十了ハ 教部事務規程)

教部事務



0559

陸軍省副官 榑淵 謹一 殿
昭和十三年六月二十日
第八師團留守參謀 高野直滿

報第一三九號

新設師團報告規程適用ニ關スル件照會

昭和十三年六月二十日

第八師團留守參謀 高野直滿

陸軍省副官 榑淵 謹一 殿

新設第二十一師團ノ適用スヘキ報告規程ハ陸軍報告規程ナリヤ戰時陸軍報告規程ナリヤ疑義生シタルニ付何分ノ指示相成度

陸軍省 陸支普受第三九一號



陸軍